

市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点 の運営に関する検討事項（案）

1. 趣旨・目的

- 市区町村は、要保護児童等を対象に、通所・在宅支援のケースを中心としたより専門的な相談支援等を行う機能を有する拠点を整備することにより、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。

【専門委員会報告】

- 一般の子ども家庭相談支援から子ども虐待事例の在宅支援までを担う
- 規模の大きな自治体では、一般の相談と虐待対応のセクションを分けることも有効
- 利用者支援事業等既存の子ども子育て支援施策との整理を明確にする必要があるといった意見もあった

2. 実施主体

- 市区町村等
 - ・ 社会福祉法人等に委託可
 - ・ 小規模や児童人口が少ない市町村等において、複数の自治体が共同で設置又は委託することも可

【第1回WGでの議論】

- 民間団体に委託する場合に、公的な支援業務も含めて行うのであればガイドラインが必要

【専門委員会報告】

- 民間との連携や事業委託を積極的に行うことも求められる
- 自治体の規模によっては、複数の自治体が合同で拠点を設けることができるような配慮も必要

3. 支援対象

- 要保護児童等
 - ・ 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦など

4. 支援内容

- 要保護児童等に関し、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の経済状況、養育者の心身の状態、児童の特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉えながら、必要な実情の把握を行う。
- 要保護児童等に関し、把握した内容について要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に必要な情報の提供を行う。
- 要保護児童等や関係機関等から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談に応じ、関係機関の協力を得て、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行うとともに、児童や保護者等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、通所、訪問等の方法による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等を行う。
- 要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議等を行う要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。
- 必要に応じて、要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業等）の提供を行うとともに、措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくためのアフターケアを行う。

《参考》改正児童福祉法第10条の2

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

【第1回WGでの議論】

- 保護者（利用者）に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要
- 助けを必要としている親が、続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要

【専門委員会報告】

- 同自治体内の保健センター等と協力し、分かりやすいワンストップの窓口機能も担うことが求められる

- 「地域子ども家庭支援拠点」がこれ（通所・在宅支援）を中心となって担い、必要に応じて児童相談所と共同し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行う
- 関連する家庭児童相談室事業や子ども子育て支援法に規定される地域子育て支援事業及び母子保健事業等との調整を行うなどして、事業に必要な職員の確保を行い、利用者の利便向上を図る

《参考》改正母子保健法第22条第3項

市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

5. 類型

- 児童人口規模に応じて、大規模型・標準型・小規模型の3類型を想定
- 地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫する。
 - ・ 子育て世代包括支援センターを兼ねること、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担うことも可

【第1回WGでの議論】

- 拠点機能と要対協の調整機関、子育て世代包括支援センターとの関係性の整理をどうするのか検討が必要

【専門委員会報告】

- 要保護児童対策調整機関となり、子ども子育て支援事業を行うべき

6. 主な職員

- 要保護児童等支援員（児童福祉司の任用資格を有する者、保健師等）
- 心理担当支援員（臨床心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等）
- 虐待対応専門員（児童福祉司の任用資格を有する者）
 - ・ 安全確認対応職員
 - ・ 事務処理対応職員

【第1回WGでの議論】

- 子どもや保護者に関するアセスメントを適切に行った上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメントや見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行うことが必要

- 様々な社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。
- 在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかの観点が必要。

【専門委員会報告】

- ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要
- 支援実務を行うとともに、地域の関係機関との連携の中で社会的な援助を行う中核となることから、それに従事する職員として児童福祉司及びその他必要な職員を置くべき
- 専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低1名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべき

7. 施設・設備

- 相談室（相談の秘密が守られること）
- 事務室
- その他必要な設備

8. 関係機関との連携

- 支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、児童相談所、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、児童福祉施設・里親、地域子ども・子育て支援事業実施機関、警察その他地域の関係機関との連携の確保に努める。

【専門委員会報告】

- 当該自治体を所管する児童相談所と十分な協議を行い、円滑に業務を行えるようにするとともに、児童相談所からの職員派遣や相互交流等、連携体制の構築に努める必要がある

9. その他

- 新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可